

# (一社)香川県歯科技工士会生涯研修 歯科技工士の働き方改革セミナー

**午前1部**：～若い歯科技工士と女性歯科技工士の雇用安定と活躍推進のために～

**午前2部**：～労務管理と関係法規について勤務者と経営者が共に理解するために

講師：山下茂子先生（公益社団法人日本歯科技工士会 副会長）



2018年6月29日、参議院本議会で「働き方改革の総合的かつ継続的な推進」「長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現等」「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保」の3つを柱とする「働き方改革関連法案」が可決・成立しました。これに伴い労働基準法、労働安全衛生法等主要な労働関係法8つの法律が改正され、平成31年4月から順次施行されています。労働時間の上限規制（時間外労働の上限が月45時間、年360時間）や有給休暇の取得義務化（年10日以上の有給休暇が付与される労働者に対して、必ず年に5日以上の有給休暇を取得させる）など、我々歯科技工士にとって大事な法律改正です。

今回のセミナーでは、法律改正された内容説明を中心に、雇用者と労働者が良い関係を保つことができるために必要な労使契約のあり方や、日本歯科技工士会が学生さんに配布しております就活用パンフレット、「就活中のみなさん 労働条件は確認しあわなければなりません！」のご説明もさせていただきます。このパンフレットは、労働者のためだけではなく雇用者が遵守すべき内容を記載しておりますので、雇用者の方は是非受講してください。雇用関係の助成金等のご紹介もさせていただきます。また、若い歯科技工士さんや女性歯科技工士さんにも参加いただいて、一緒に働きやすい職場環境を考えていければと思います。若い歯科技工士がこの業界に明るい未来を持てるように、歯科技工業界を皆様とともに考えていきたいと思っております。

**午後の部**：～組織改革は意識改革、今日から始める組織拡充！！～

講師：清水潤一先生（公社）日本歯科技工士会 常務理事（一社）大阪府歯科技工士会 会長



歯科技工士を目指す若者が減り、歯科技工士養成校の数も減少し続けている昨今、各地方県技においても組織の運営が厳しくなっています。このまま放置すれば自ずと存亡の危機に陥ります。

〘組織拡充、という言葉の意味は知っていても、何から始めればいいのかさえわかっていないのが現状ではないでしょうか？成功例の一部分だけを切りとって真似をしてもそれは〘組織拡充、には繋がりません。今、何が必要で、何をすべきか、について大阪府技の実例を元にお話しさせて頂き、未来の業界を担う若い技工士達が元気になる一助になればと考えます。

- 日時 2019年8月18日(日) 9:30受付開始 10:00～15:30
- 会場 香川県歯科医師会館3F多目的室(香川県高松市錦町2丁目8-37)
- 参加費 会員・非会員 無料
- 駐車場無料(先着順・台数制限あり)
- 昼食の用意はございません